

秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会設置要綱

平成17年 6 月 27 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱（平成16年12月20日市長決裁）第 6 条第 2 項の規定による諮問に応じ、適正かつ合理的なし尿くみ取り料金に関して審議するため、秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 委員会は委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体、地域住民、し尿くみ取り業者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第 3 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、環境部環境都市推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 6 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。